

岡山市における特定工場及び特定事業場に係る騒音・振動の規制基準

騒音	区 分		第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域
		岡山市 (御津及び建部を除く)		第 1 種低層住居専用地域	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 用途地域以外の地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
	御津支所管内			御津新庄及び 御津矢原の各一部	第 2 種区域及び 第 4 種区域以外の地域	御津河内, 御津宇垣 御津高津, 御津宇甘 御津紙工, 御津伊田 及び御津矢原の各一部
	昼間	7:00~20:00	5 0 d B	6 0 d B	6 5 d B	7 0 d B
	朝夕	5:00~7:00 20:00~22:00	4 5 d B	5 0 d B	6 0 d B	6 5 d B
	夜間	22:00~翌 5:00	4 0 d B	4 5 d B	5 0 d B	5 5 d B
振動	区 分		第 1 種区域		第 2 種区域	
		岡山市 (御津及び建部を除く)	第 1 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域, 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域, 第 2 種住居地域 用途地域以外の地域		近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 工業地域	
		御津支所管内	御津新庄及び御津矢原の各一部		第 1 種区域以外の地域	
	昼間	7:00~20:00	6 0 d B		6 5 d B	
	夜間	20:00~翌 7:00	5 5 d B		6 0 d B	

※学校, 保育所, 病院, 有床診療所, 図書館, 特別養護老人ホーム, 認定こども園の敷地の周囲 50m 区域内の規制基準値は, 上表から 5dB 減じた値とする。(ただし騒音の第 1 種区域は除く。)